

9月7日の推進会議でいただいた主な論点及び反映箇所について

◎前回会議で各委員の皆様いただいた以下の論点を踏まえ中間整理案を取りまとめました。

1 社会的弱者、誰一人取り残さない方策

- 第4章 推進体制／2 県組織としての連携体制／推進施策／関係部局等との連携
 - 既存組織において課題解決する仕組みを明記
 - ・庁内連絡会議で横断的な問題の検討を行う。(p. 69)
 - ・県の出先機関である地方振興局に置く「安全安心県づくり担当」を相談先とする。(p. 69)

2 ワンストップでの情報提供

- 第4章 推進体制／1 市町村、県民等との連携・協働／(4) 重点的な施策の推進
 - 情報発信プラットフォームの構築として、次の2点を位置付け
 - 重点推進期間を明記(令和4～7年度)
 - ・9分野に関するポータルサイトの構築(p. 68)
 - 分野を網羅したサイトを構築。
 - ・取組事例の共有(p. 68)
 - ポータルサイトに活動事例等を掲載し、県民参画を促進。

3 身近なところでアクセス

- 1に記載の「安全安心県づくり担当」を通じて対応。
- 2に記載のポータルサイトにも連絡先を記載することを想定。

4 公助の位置付け

- 第1章 基本的事項／2 計画の性格／(3) 公助の推進
 - 「公助の推進」として追加。計画における公助の考え方を明記。(p. 4)

5 SDG sとの関連を分かりやすく

- 第2章 基本方針／4 基本的視点(基本理念)
 - 「SDG sの理念を踏まえた施策の推進」として追加。計画におけるSDG sの考え方を明記。(p. 10)
- 第3章 県における推進施策
 - 各推進分野に関するSDG sのアイコンを追加。(p. 16～p. 63)

◎上記に加え、計画推進における各主体の役割を明確に、より分かりやすくするため、以下の点を修正しております。

1 各主体の役割

- 現行計画では、第4章推進体制／1 市町村、県民等との連携・協働／（1）積極的な県民参画 にコラム的に記載
- それぞれの主体に期待する役割を明確にするため、次のとおり記載
 - ・第2章 基本方針／3 各主体の役割
 - 2 安全で安心な県づくりと4 基本的視点（基本理念）の間に追加（p.9）
 - ・第3章 県における推進施策の各分野において「関係者」に期待される役割を記載（p.16～p.63）